

“旅券”と“旅券に代わる証明書”

立命館アジア太平洋大学・教授 山神 進

□総説

第1回以来、「わが国に入国するに際しては旅券が必要であること」、「上陸しようとする外国人は有効な旅券を所持していなければならないこと」などについて述べてきた。

今日、世界のどの国においても国境を越える際に外国人、自国民を問わず、何らかの旅行文書、身分証明書の所持、携行を要件とし、官憲の要求があればこれを提示することが求められているとあっていいであろう（国境の通過を自由化し、一切の審査をなくしている場合は例外である）。この場合において、どのような文書を要求するか、どのような文書を適当な旅行文書として認めるかについては各国によって異なるが、今日もっとも普遍的に受け入れられているのは各主権国家がその国民に対して発行している“旅券”（「狭義の旅券」、「国民旅券」と呼ばれることもある）であろう。しかしこのように国から発行された旅券であっても、国家間の承認関係のない国の旅券は旅券として認めないという国も少なくなく（後に見るように日本もそのような規定をおいている）、また、様々な理由で「狭義の旅券」を取得できないようなものや、便宜的に別の証明書で海外旅行をすることを認めることが望ましいような場合も存在する。このような見地から、入管法は、その第2条第5号において“旅券”として扱われる文書として、次のような規定をおいている。

「イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府または権限のある国際機関の発行した旅券または難民旅行証明書、その他当該旅券に代わる証明書（日本国領事館等の発行した渡航証明書を含む。）

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書」

そこで、今回は、「狭義の旅券」とこれに代わる証明書（双方を合わせて「広義の旅券」といい、入管法上は「広義の旅券」を単に旅券といている）についてみてみようとするものである。

□意義

入管法第2条第5号に上記のような旅券の定義規定をおいたのは、入管法およびそのもとで制定される各種の政省令において頻繁に使用される「旅券」の意味を明らかにするに当たり、わが国政府やわが国が承認する政府の発行する旅券（狭義の旅券）のほかにもどのような旅行文書を有効な旅行文書（旅券に代わる証明書）として認めるかを宣明し、入国審査等に当たる関係者に対して明確な指針を与えておくとともに、日本に入国しようとする外国人に対しても自分の所持する旅行文書が有効なものとして取り扱われるかどうかの透明性、予測可能性を担保するためである。

前述のように、今日の世界で普遍的に受け入れられている旅行文書は、各国が外国に赴こうとする自国民に対して発行する旅券であって、その所持人の国籍および身分を公証し、かつ、渡航先の外国官憲に対しその保護と便宜の供与を依頼する発行国としての公式（正式）文書である。入管法は、このような旅券（国民旅券、狭義の旅券）のうち、わが国政

府が発行したものおよびわが国政府が承認した外国政府の発行したものについては、入管法上の旅券として認めることとしている。

入管法第2条第5号イでも明らかなように、権限ある国際機関の発行した旅券または旅券に代わる証明書も入管法上の旅券（広義の旅券）として認めることとしている。このような例として、国際連合通行証（通称“レッセパッセ”）があげられる。これは、国連やその専門機関がその職員に対して発行する旅行文書で、国際連合の加盟国は、この文書を有効な旅行証明書として承認することが国際連合との特権および免除に関する条約の中で義務づけられている。

また、難民の地位に関する条約第28条に基づいて、同条約の締約国がその領域内に合法的に滞在する難民に対して発行する難民旅行証明書についても有効な旅行文書として認めることが義務づけられていることから、入管法においても広義の旅券として認めることが明らかにされている。

その他の旅行文書で、現在日本政府が“旅券に代わる証明書”として認め、広義の旅券（入管法上の旅券）として取り扱っている主な文書としては、“帰国のための渡航書”（日本への帰国を希望する日本国民で外国にあるものに対して発行される旅券に代わる文書）、いわゆる“外国人旅券”（わが国政府の承認した外国政府の権限のある機関がその国の国民以外に対して発行した旅行文書で、本人の身分事項、同一人性が確認でき、かつ、発給国（地）または第三国への入国が可能であるもの。米国政府が永住許可者で旅券を所持できないものに対して発行している“再入国許可”（Re-entry Permit）も名称こそ再入国許可となっているが外国人旅券の一種である）、わが国の在外公館で発行される“渡航証明書”（わが国が承認していない国の国民であったり、国籍を有していない等の理由で有効な旅券を所持していない外国人に対して、本邦への渡航のために発行されるもの。もともと、渡航証明書は、日本への渡航を可能にするために、査証の機能をも兼ねて発行してきたもので、入管法上は旅券であるとともに査証としての機能を併せもっている）があげられる。

この関連で、入管法第26条第1項による“再入国の許可”が与えられる場合であって、無国籍者等旅券を取得することができない外国人に対して交付される再入国許可書（同条第2項）は、当該再入国許可書に係る再入国の許可により本邦に入国する場合に限り、入管法上の旅券とみなされることになっている（同条第7項）が、この再入国許可書も外国からみれば日本の発行した一種の外国人旅券ということが出来る。

なお、入管法第2条第5号ロの地域を定める政令（平成10年政令第187号）では、“台湾ならびにヨルダン川西岸およびガザ地区”が定められている。この結果、台湾地域の権限のある機関の発行した旅券または旅券に代わる証明書に相当する文書（「台湾護照」）やパレスチナ暫定自治政府の発行する旅券についても、入管法上の旅券として認められることになっている。

□背景

上にみたように、世界で普遍的に受け入れられている旅行文書は各国が自国民に対して

発行する旅券である。しかし現実の国際社会においては、国境を越えた旅行を希望するすべての者がこのような国民としての旅券を容易に取得できるとは限らないのである。各国の国籍に関する規定が不ぞろいなこと等もあって、国籍を有しないものも少なくないし、難民をはじめとして国籍があっても国籍国の旅券を取得することができなかつたり、取得することが期待できなかつたりすることも少なくないのである。また、国際機関の中には職員の公務に伴う国際旅行について独自の旅行文書を発行して便宜を図ることとし、加盟国にはその文書の有効性を承認するよう義務づけているものも少なくないのである。こうした実情を考慮して、入管法は、狭義の旅券だけでなく、旅券に代わる証明書も広義の旅券として入管法上有効なものとして認めることとしたものである。

なお上記のような規定をおき、“台湾護照”をも入管法上の旅券として認めることにした（平成10年）のは、台湾から本邦への入国者の増加にかんがみ、出入国に関する事務手続きの簡素化を図れるようにしたものである。すなわち、それ以前は、台湾からの入国者は、有効な旅券を所持しない者として、渡航証明書を取得しなければならず、また、本邦に在留中に一事海外渡航をしようとする場合には再入国許可書の発行を受ける必要があったが、これらの文書の作成、交付の必要性がなくなったのである。

□関連法令・罰則等

旅券法（昭和26年法律第267号）、入管法第61条の2の6、入管法第2条第5号口の地域を定める政令（平成10年政令第178号）

□用例

- ・旅券に代わる証明書として認められている。
- ・広義の旅券としての機能を有しており、入管法上の旅券と認められる。

□まとめ

本邦に入国、上陸しようとする外国人は、旅券を所持しなければならないが、その基本となっている旅券の定義をおいているのが入管法第2条第5号である。ここでは、わが国またはわが国政府の承認した外国政府が各国民に対して発行する狭義の旅券だけでなく、各種旅行文書を“旅券に代わる証明書”（広義の旅券、入管法上の旅券）として承認することとしているのである。

◆執筆者略歴

立命館アジア太平洋大学・アジア太平洋学部

教授：山神 進

◇1972年:東大法学部卒、法務省（入国管理局）入省。1976年:米国ワシントン大学（シアトル）修士課程（政治学科）卒（MA）。◇1983～1990年:法務省入国管理局資格審査課、総務課、入国審査課課長補佐（補佐官）等を経て、1996年:入国管理局審判課長、1997年:同局登録課長を歴任。この間、1981～1983年:国連難民高等弁務官事務所（ジュネーブ）、1990

【入管用語実務解説－第4回】

～1993年:外務省アジア局地域政策課主任企画官（APEC担当）として出向。

◇2000年:高松入国管理局長を経て、2002年より現職。

◇主な著作・論考に、『アジア太平洋の時代－APEC 設立の経緯と展望』（第一法規出版、1994年）、『難民問題の現状と課題』（日本加除出版、1990年）、『外国人登録法逐条解説』（日本加除出版、2000年）、『法律のひろば』「欧米諸国における外国人の受け入れの現状について－庇護申請者を中心として」（2002年11月・55号）ほか多数。

□発行：法律情報出版株式会社【Webサービス】『外国人の入国・在留』編集部
□問合せ先：E-mail office@legal-info.co.jp
URL <http://www.legal-info.co.jp>

Copyright (C) 2007 LEGAL INFORMATION SERVICE AND PUBLISHING CO.,LTD.
